

令和 2 年度実績評価書
(要旨)

令 和 3 年 8 月
国家公安委員会・警察庁

凡 例

1 各業績指標の達成度の評価基準について

○ 達成（記号：◎）

指標を全て達成していると認められるもの

○ おおむね達成（記号：○）

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

○ 達成が十分とはいえない（記号：△）

指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

2 各業績目標の達成度の評価基準について（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

○ 目標超過達成（記号：●）

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

○ 目標達成（記号：◎）

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの

○ 相当程度進展あり（記号：○）

一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの

○ 進展が大きくない（記号：△）

一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

○ 目標に向かっていない（記号：×）

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても

目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

3 政策への反映の方向性について

○ 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

○ 改善・見直し

評価対象政策の一部を廃止、休止又は中止するもの

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

○ 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ ページ番号の記載がない施策については、モニタリングを実施

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	－
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	－
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	－
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	－
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	－
	3 捜査への科学技術の活用	－
	4 被疑者取調べの適正化	－
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	－
	2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	1
	3 国際組織犯罪対策の強化	－
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	2
	2 運転者対策の推進	3
	3 道路交通環境の整備	4
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	－
	2 災害への的確な対処	－
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	－
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	5
7 安心できるIT社会の実現	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	6

基本目標3 組織犯罪対策の強化

業績目標2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化

業績目標達成のために行った主な施策

- 総合的な特殊詐欺対策の推進
- 関係警察相互の連携
- 広報啓発活動の推進
- 特殊詐欺対策のための資機材の整備
- 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進
- 固定電話番号の悪用への対策

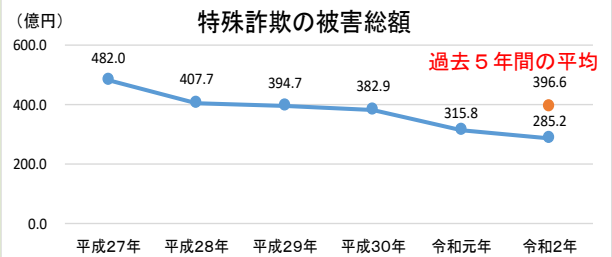
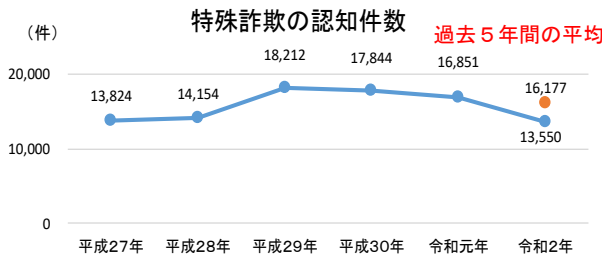
評価結果の概要等

評価結果:◎（目標達成）

○ 業績指標①：特殊詐欺の認知件数及び被害総額

達成目標：過去5年間の平均値を下回る。

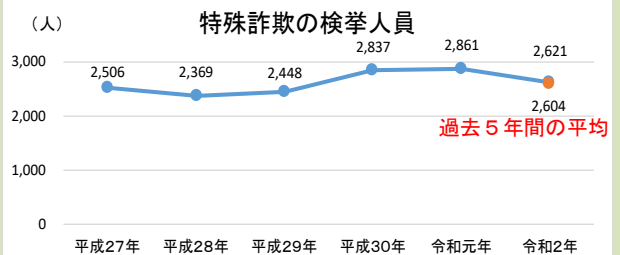
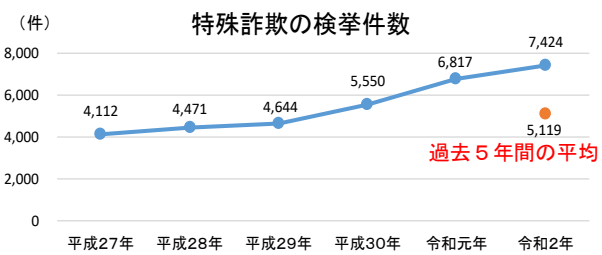
達成状況:◎



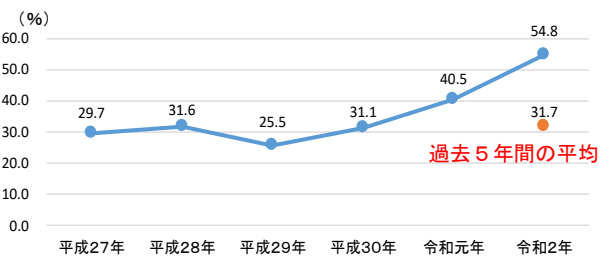
○ 業績指標②：特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る。

達成状況:◎



○ 参考指標①：特殊詐欺の検挙率



○ 参考指標②：特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年(平均)	令和2年
検挙件数(件)	4,027	4,084	4,405	4,122	3,673	4,062	3,556
検挙人員(人)	2,757	2,905	3,307	3,046	2,779	2,959	2,710

検挙・予防の両面から各種対策を推進した結果、業績指標①の特殊詐欺の認知件数及び被害総額については、過去5年間の平均値を下回るとともに、業績指標②の特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員については、過去5年間の平均値を上回った。

他方で、依然として高齢者を中心に高い水準の被害が発生し、その犯行手口の多様化・巧妙化もみられることから、今後も対策を一層強化する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 広報啓発活動等の被害防止対策
- 犯行ツール対策
- 効果的な取締り

等

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

業績目標1 歩行者・自転車利用者の安全確保

業績目標達成のために行った主な施策

- 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 幼児・児童に対する交通安全教育の推進
- 自転車利用者に対する指導取締りの推進 等



(自転車教室)

評価結果の概要等

評価結果：○(相当程度進展あり)

- 業績指標①：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数

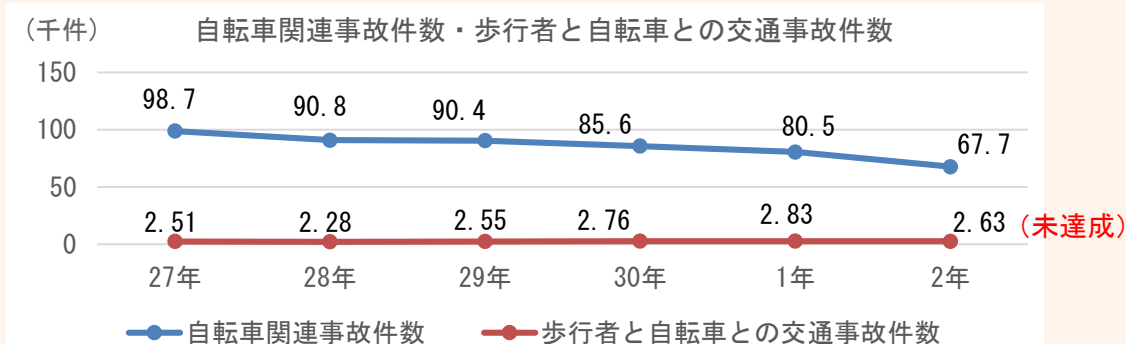
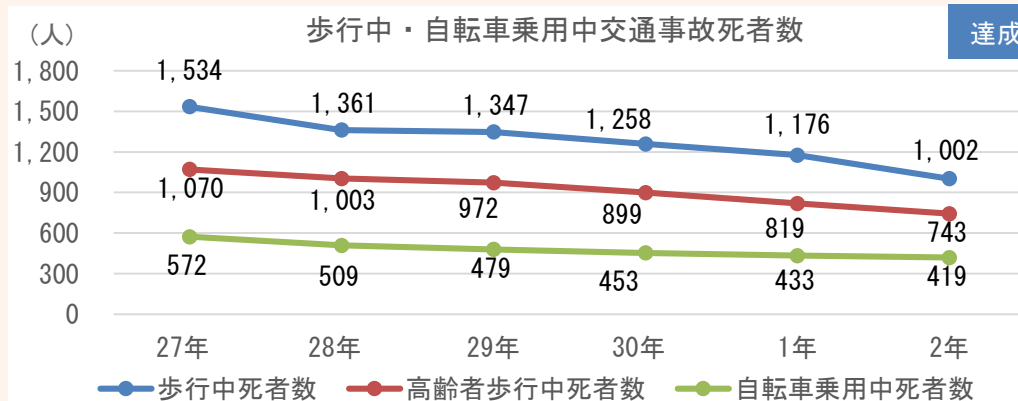
達成目標：i 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数について、平成27年を下回る。

ii 歩行中の高齢者の交通事故死者数について、平成27年を下回る。

iii 自転車関連事故件数について、平成27年を下回る。

iv 歩行者と自転車との交通事故件数について、平成27年を下回る。

(注) 第10次交通安全基本計画(平成28年度～令和2年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。



- 参考指標①：交通事故死者数 4,117人(平成27年) → 2,839人(令和2年)
- ②：交通事故負傷者数 666,023人(平成27年) → 369,476人(令和2年)
- ③：人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数 1.21人(平成27年) → 0.79人(令和2年)
- ④：高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数 3.24人(平成27年) → 2.07人(令和2年)
- ⑤：人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数 0.45人(平成27年) → 0.33人(令和2年)

交通事故の詳細な分析を踏まえ、「自転車活用推進計画」に基づく交通安全教育、交通指導取締り、自転車走行空間の整備等の対策とともに、高齢者に対する交通安全教育、生活道路対策を推進したことにより、業績指標①はおおむね達成した。しかしながら、第11次交通安全基本計画において掲げる令和7年までに「24時間死者数を2,000人以下」及び「重傷者数を22,000人以下」とするという目標の達成には、今後も各種取組を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 横断歩行者の安全確保
- 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進
- 高齢者に対する交通安全教育推進
- 自転車利用者に対する指導取締りの推進
- 自転車走行空間の整備 等

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

業績目標2 運転者対策の推進

業績目標達成のために行った主な施策

- 交通事故抑止に資する指導取締りの推進
- 交通事故事件等に係る緻密な捜査の一層の推進
- 飲酒運転者に対する取消処分者講習の効果的な実施
- 認知機能検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施
- 「安全運転サポート車」の普及啓発 等

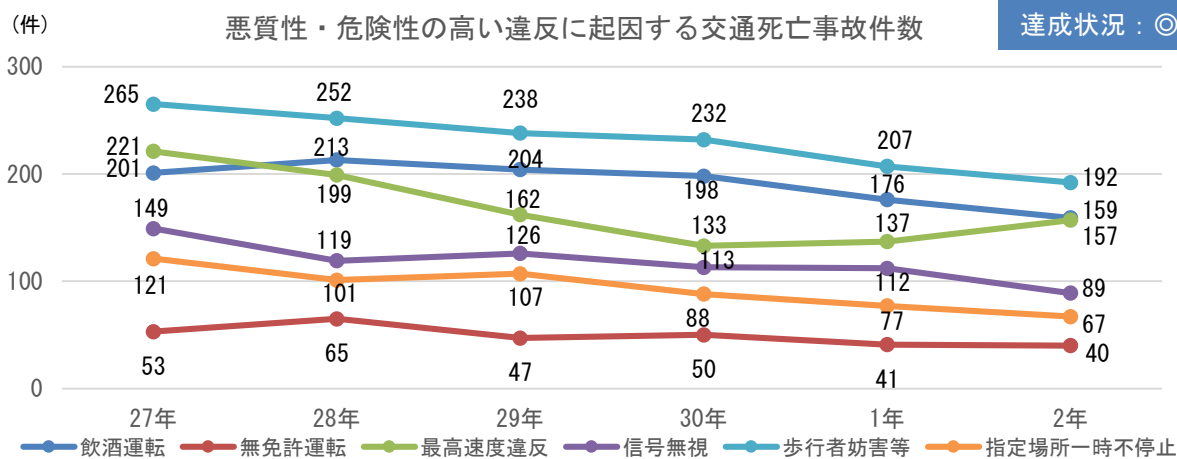


(高齢者講習)

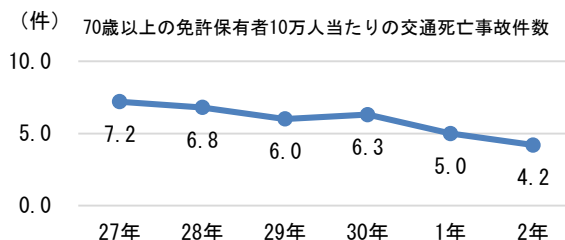
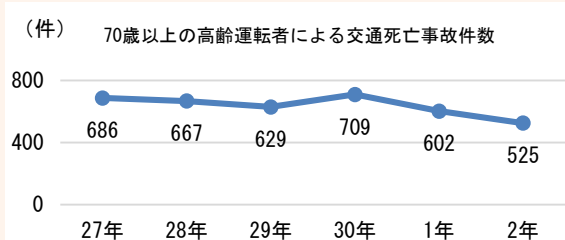
評価結果の概要等

評価結果：○(相当程度進展あり)

- 業績指標①：悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数
達成目標：悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数について、平成27年を下回る。
 (注) 第10次交通安全基本計画(平成28年度～令和2年度)の基準となる平成27年の実績値を評価基準とした。



- 業績指標②：70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数
達成目標：70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数について、平成27年を下回る。



- 参考指標①：70歳以上の運転免許保有者数 9,491,098人(平成27年) → 12,449,790人(令和2年)
- 参考指標②：交通事故死者数 4,117人(平成27年) → 2,839人(令和2年)

悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を推進したことなどにより、業績指標①について、交通死亡事故件数は平成27年を下回った。また、認知機能検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習等を実施したこと等により、業績指標②について、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は平成27年を下回った。

しかしながら、第11次交通安全基本計画において掲げる令和7年までに「24時間死者数を2,000人以下」及び「重傷者数を22,000人以下」とするという目標の達成には、今後も各種取組を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策の推進
- 高齢運転者対策の推進

等

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

業績目標3 道路交通環境の整備

業績目標達成のために行った主な施策

- 特定交通安全施設等整備事業
 - ・ 信号機の集中制御化
 - ・ 信号機の多現示化
 - ・ 信号機の右折感応化等



(特定交通安全施設等整備事業【事業例】)

評価結果の概要等

評価結果: ○ (相当程度進展あり)

- 業績指標①: 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故
 - 達成目標: i 信号機の改良等により、死傷事故を令和2年度までに約27,000件/年抑止する。
 - ii 事故危険箇所対策により、令和2年度における対策実施箇所の死傷事故を、26年比(28年度までは23年比)で約3割抑止する。
- 業績指標②: 信号制御の改良等により実現される円滑な交通
 - 達成目標: i 信号制御の改良等により、対策実施箇所において通過時間を令和2年度までに約5千万人時間/年短縮する。
 - ii 信号制御の改良等により、二酸化炭素の排出量を令和2年度までに約10万t-CO2/年抑止する。
 - iii 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。
- 業績指標③: 老朽化した信号機数
 - 達成目標: 対策がとられなかった場合、令和2年度には老朽化した信号機が10万基を超えることになる。同年度までに 約43,000基を更新し、これを約6万基以下に抑える。
- 業績指標④: 信号機電源付加装置の整備台数
 - 達成目標: 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数を令和2年度までに約2,000台整備する。

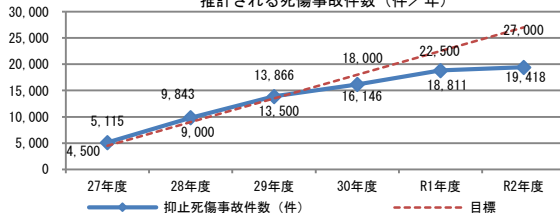
達成状況: ○

達成状況: △

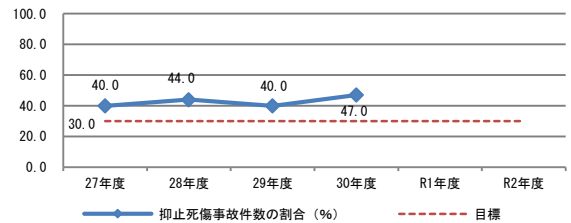
達成状況: ◎

達成状況: ◎

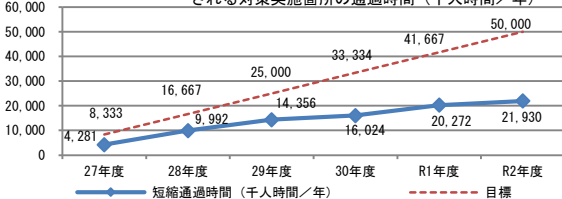
業績指標①-i 信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件/年)



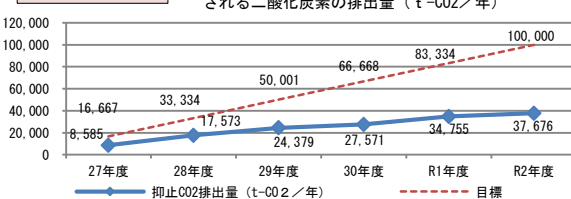
業績指標①-ii 抑止死傷事故件数の割合(%)



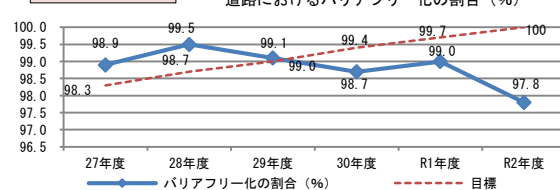
業績指標②-i 信号制御の改良等により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人時間/年)



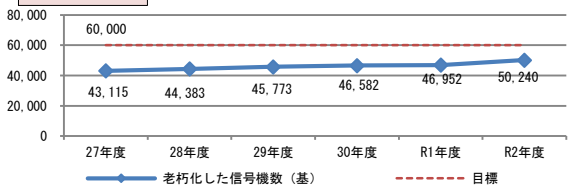
業績指標②-ii 信号制御の改良等により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量(t-CO2/年)



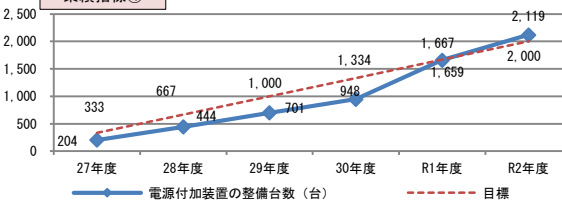
業績指標②-iii 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合(%)



業績指標③ 老朽化した信号機数(基)



業績指標④ 信号機電源付加装置の整備台数(台)



業績指標①については目標をおおむね達成し、業績指標③及び④については目標を達成した。業績指標②については、目標値を下回った。

引き続き、第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)に即して、特定交通安全施設等整備事業(信号機の集中制御化・多現示化・右折感応化等)等を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 特定交通安全施設等整備事業の推進 等

基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実

業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

業績目標達成のために行った主な施策

- 警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進
- 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施 等

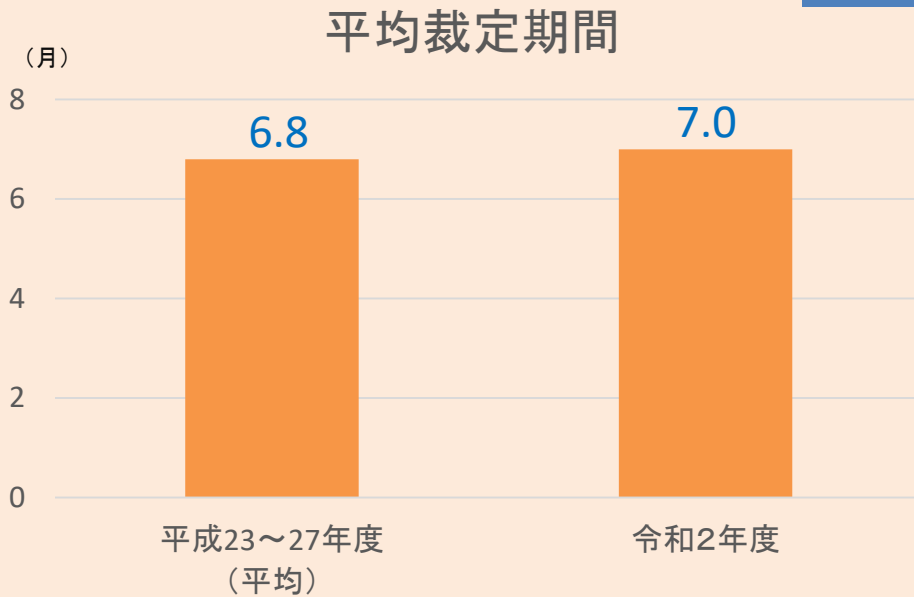
評価結果の概要等

評価結果：△（進展が大きい）

- 業績指標：犯罪被害給付制度の運用状況

達成目標：平均裁定期間について、第2次犯罪被害者等基本計画期間（平成23～27年度）中の平均値を下回る。

達成状況：△



【参考指標】

- ① 犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額）
- ② 犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況
- ③ 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況
- ④ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数
- ⑤ 関係機関・団体等との連携状況
- ⑥ 刑法犯による死者及び重傷者の数
- ⑦ 交通事故による死者及び重傷者の数

業績指標について、達成目標である第2次犯罪被害者等基本計画期間（平成23～27年度）中の平均値を上回ったため、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図るという観点から、「進展が大きい」と評価した。

一方、今後も、犯罪被害者等の支援を充実させるために、犯罪被害給付制度の適切な運用等を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 犯罪被害給付制度の適切な運用
- 犯罪被害者等に対するカウンセリングの更なる充実

等

基本目標7 安心できるIT社会の実現

業績目標1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

業績目標達成のために行った主な施策

- サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発
- サイバー犯罪等取締り等のための国際連携の強化
- 効果的な抑止・捜査手法の活用 の推進
- 重要インフラ事業者、関係機関、産業界等との連携強化

評価結果の概要等

評価結果:○(相当程度進展あり)

○ 業績指標① サイバー犯罪対策に係る取組状況(事例)

達成状況:○

達成目標: サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。

- ・ スマートフォン決済サービスに係る不正振替事犯について、事業者が提供するスマートフォン決済サービスに関して、同社と業務提携する金融機関に開設された口座情報を不正に入手・連携し、不正な振替(チャージ)を行う手口に対する注意喚起を金融庁等と連携して実施した。
- ・ SMS認証代行の対策について、総務省と連携し、(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会に対し、契約時の確実な本人確認を要請した。(同要請を受け、加盟事業者の自主的な取組として、SMS機能付データ通信契約に係る本人確認を実施することを申し合わせ。)
- また、都道府県警察に対し、SMS認証代行を含む犯罪インフラに関し、法令に違反する悪質事業者に対する取締りの強化を指示した。

○ 業績指標② サイバー攻撃対策に係る取組状況(事例)

達成状況:○

達成目標: 関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。

- ・ 製薬事業者等に対する新型コロナウイルス感染症のワクチン開発に関連したサイバー攻撃に関する注意喚起のほか、重要インフラ事業者等に対するウェブ会議システムのぜい弱性に関する注意喚起、ITインフラ管理ソフトウェアのぜい弱性に関する注意喚起等を行った。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたサイバー攻撃対策の一環として、大会関係事業者等との共同対処訓練を実施するなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、関係機関等との共同対処訓練、情報交換等の取組を推進した。

○ 参考指標:⑥標的型メール攻撃の把握件数

⑧サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成27～令和元年 (平均)	令和2年
参考指標⑥ 標的型メール攻撃の把握件数(件)	3,828	4,046	6,027	6,740	5,301	5,188	4,119
参考指標⑧ サイバー空間における探索行為等とみられる アクセス件数(件/日・IPアドレス)	729.3	1,692.0	1,893.0	2,752.8	4,192.0	2,251.8	6,506.4

【その他の参考指標】

- ① サイバー犯罪の検挙件数
- ② サイバー犯罪等に関する相談受理件数
- ③ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額
- ④ インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報件数
- ⑤ サイバー防犯ボランティア団体数
- ⑦ サイバーテロの発生件数
- ⑨ サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数(延べ人数)
- ⑩ 外部委託教養受講者数(警察庁実施)

各業績指標については目標をおおむね達成したといえる。令和2年中は、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数(参考指標⑧)が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標②)及び標的型メール攻撃の把握件数(参考指標⑥)が引き続き高い水準となったことから、基本目標の達成は道半ばであり、今後も取組を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- サイバー空間と実空間の融合が高度に深化した社会の到来を見据えた、
- 人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化
 - 民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化
 - 被害防止のための広報啓発の推進
- 等